記載要領等	災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書（付表）

《使用目的》

この付表は、相続時精算課税適用者が「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書」（以下「承認申請書」といいます。）を提出する前に死亡している場合において、相続時精算課税適用者の相続人（租税特別措置法施行令第 40 条の５の３第５項に規定する相続人をいい、包括受贈者を含み、特定贈与者を除きます。）が、その相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与を受けた財産について租税特別措置法第 70 条の３の３第１項の規定の適用をすることにつき所轄税務署長の承認を受けるために使用してください。

なお、この付表は、「承認申請書」に添付して提出してください（**提出期限までに提出しなかった場合には、この特例の適用に係る所轄税務署長の承認は受けられません。**）。

《提出期限》

この付表は、次のいずれか遅い日までに、承認申請書に添付して提出する必要があります。

１　災害が発生した日から３年を経過する日

２　相続時精算課税適用者の相続人が相続時精算課税適用者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月を経過する日

《記載要領等》

１　「１　相続時精算課税適用者の相続開始年月日」には、相続時精算課税適用者の相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。

２　「２　相続時精算課税適用者の相続人等に関する事項」には、相続時精算課税適用者の相続人全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び相続時精算課税適用者との続柄を記入してください。

３　「３　相続人等の代表者の指定」は、「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請に対する承認通知書」又は「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請に対する却下通知書」を受領する代表者の氏名を記入してください。

４　「４　添付書類」には、添付している書類の□に✓印を記入してください。